# 省令準耐火構造　特記仕様書（木住協仕様）　Q&A

2025年1月　改訂

| No | 項目 | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 運用方法 | 特記仕様書 | 特記仕様書の購入方法を教えてください。 | 2022年5月より特記仕様書の購入等について電子運用しています。<br>詳細は木住協HPをご覧ください。<br>URL：https://www.mokujukyo.or.jp/initiative/ministry/ |
| 2 | 運用方法 | 特記仕様書 | 特記仕様書「1.1総則」に「本仕様書によらない事項については、住宅金融支援機構編著の木造住宅工事仕様書による」とありますが、「本仕様書によらない事項」には何が該当するのですか。 | 「木造住宅工事仕様書」の第Ⅱ章（準耐火構造・省令準耐火構造の部分を除く一般の住宅の部分）を指します。具体的には、木造躯体工事や電気工事の部分等のことです。 |
| 3 | 運用方法 | 特記仕様書 | 建売住宅の場合、特記仕様書表紙の「建築主」欄はどのように記入すればよいですか。 | 建物が特定できるよう区画番号等を記入してください。 |
| 4 | 運用方法 | 特記仕様書 | 特記仕様書の保管年数を教えてください。 | 当協会では保管年数は定めていません。契約図書の一部を構成するものとして、関係法令等の定めに従ってください。 |
| 5 | 運用方法 | 特記仕様書 | フラット35の設計検査申請時等に特記仕様書のコピーを添付とありますが、建売物件の場合、申請時には売買契約が締結されていません。原本を申請時に添付し、契約図書には特記仕様書を含めない運用としてよいですか。 | 請負工事の場合と同様、フラット35の設計検査申請時等には特記仕様書の全体のコピーを添付し、売買契約時に契約書の仕様書の一部として特記仕様書の原本を添付してください。 |
| 6 | 運用方法 | 特記仕様書 | 確認申請には特記仕様書の添付が必要ですか。 | 確認申請自体には特記仕様書の添付は不要ですが、フラット35を利用する場合で、建築確認と適合証明設計検査申請を併願とする場合には特記仕様書の全てのページのコピーを添付する必要があります。 |
| 7 | 運用方法 | チェックリスト | チェックリストはいつ記入すればよいですか。 | 「設計チェックリスト」は設計が完了するまでに、「施工チェックリスト①・②」は工事の進捗にあわせて記入してください。 |
| 8 | 運用方法 | チェックリスト | チェックリストを建築主に渡す必要がありますか。 | チェックリストは設計者および施工者によるセルフチェックを目的としたものですので建築主に渡す必要はありません。 |
| 9 | 運用方法 | チェックリスト | 請負契約に係る契約図書に特記仕様書を添付すると説明がありましたが、チェックリストも添付するのですか。 | チェックリストを契約書に添付する必要はありません。 |
| 10 | 運用方法 | チェックリスト | 火災保険会社に提出するものは「特記仕様書の表紙の写し」となっていますが、チェックリストは必要ないですか。 | 不要です。 |
| 11 | 運用方法 | チェックリスト | チェックリストの保管年数を教えてください。 | 当協会では保管年数は定めていませんが、設計図書に準ずるものとして保管することを推奨します。 |
| 12 | 運用方法 | チェックリスト | チェックリストの保管方法を教えてください。 | チェックリストは、会員会社の実施管理者が保管してください。代表管理者は、保管状況の管理を行い、木住協からの問い合わせに対応できるようにしてください。 |
| 13 | 外壁・軒裏 | 外壁/仕上 | 外壁に木板を張ることはできますか。 | 省令準耐火の外壁は防火構造とする規定となっています。外装材を木材とした防火構造大臣認定や告示仕様の防火構造外壁の表面に木板を張ることは可能ですが、建築基準法等の規定に従ってください。認定防火構造に木板を張る場合などは、（一社）住宅生産団体連合会が示した「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて 解説」を参照してください。<br>（https://www.judanren.or.jp/activity/committee/pdf/kisei_commentary_220622.pdf） |
| 14 | 外壁・軒裏 | 外壁/開口部 | 「1.2　屋根・外壁・軒裏等」に関して、外壁の開口部に建築基準法に基づく防火設備を設ける必要はないですか。 | 建築基準法では防火地域または準防火地域内にある建築物に対して、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設けることを求めており、省令準耐火構造の住宅もこれに従う必要があります。省令準耐火独自の規定はありませんので、法令で要求される内容を超えて防火設備の設置が必要となることはありません。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q14参照） |
| 15 | 外壁・軒裏 | 外壁/換気口 | キッチンや浴室の換気扇の外部フードは、防火上の制限を受けますか。 | 外壁のダクト開口部は、外壁防火構造の規定に従うものとします。なお、防火被覆または金属製等不燃材料としていないダクトとした場合は天井側のダクト開口部に防火ダンパーの設置が必要です。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q42参照）［関連　木住協仕様Q&A、Q56参照］ |
| 16 | 外壁・軒裏 | 軒裏/換気口 | 外部は防火構造ということですが、軒裏換気部にファイヤーダンパー（FD）を設けるなど制限を受けますか。 | 軒裏は防火構造とする必要がありますが、そこに設置する小屋裏換気のための部材に対する制限は規定されておらず、FDの設置は必須ではありません。ただし、FDの設置が軒裏の防火構造の認定要件となっている場合は認定内容に従う必要があります。また、建築基準法の法令上の規定があれば、それに従ってください。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q10参照） |
| 17 | 外壁・軒裏 | 軒裏/換気口 | 軒裏に有孔ボードは使用可能ですか。 | 防火構造の認定を受けた不燃系ボードに、小屋裏換気用の小さな孔を開けた有孔ボードを使用することは可能です。その際、大臣認定による留め付けの基準等を守る必要があります。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q11参照）<br>なお、法令により防火構造とすることが求められる範囲の軒裏については、上記の有孔ボードの使用は認められない場合があります。 |
| 18 | 外壁・軒裏 | 軒裏/換気口 | スリット型の軒天換気口（軒天通気見切り等）は使用できますか。 | 使用できます。省令準耐火構造において、軒裏に設置する換気部材に、防火性能等の制限はありません。（軒裏を防火構造とした上で、換気のために必要な部材を取付けることについて、特に制限は無いという主旨です。）<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q10参照）<br>なお、法令により防火構造とすることが求められる範囲の軒裏については、使用が認められない場合があります。 |
| 19 | 外壁・軒裏 | 軒裏/開口部 | 軒天にダウンライトを設ける場合は、ダウンライト裏面をグラスウール断熱材で覆えばよいですか。 | 省令準耐火としての規定はありませんが、軒裏は防火構造とする必要がありますので、防火構造の規定に従ってください。 |
| 20 | 外壁・室内 | 開口部 | 室内建具やサッシを取付ける際、壁開口部の小口に厚さ30mm以上の木材（立て枠、まぐさ、窓台）を設ければ防火被覆は不要でしょうか。また、木製建具枠の場合は木材の厚さに加算してよいですか。 | 壁開口部の小口に厚さ30mm以上の木材を設ければ防火被覆は不要です。なお、（一財）日本建築センター編著の「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」に準耐火構造における間仕切壁開口部の小口の被覆についての記載があり、木製建具の木材化粧枠との総厚とすることができるとの記載があります。 |
| 21 | 外壁・室内 | 組込み車庫 | 組込み車庫（ビルトインガレージ）の壁と天井はどのような仕様とすればよいですか。 | 次のいずれかに適合することが必要です。<br>①ガレージを屋外部分とみなし、ガレージの壁・天井は防火構造とします。<br>②入り口及びその他の開口部にシャッターが設置されており、ガレージを屋内部分とみなすことができる場合は、天井及び壁の仕様は室内側の防火被覆の仕様とします。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q30参照）<br><br>組込み車庫は、屋外になるか屋内になるかに分けて考えます。<br>・屋外になるのは、入り口及びその他の開口部にシャッターや　建具が設置されていない（一部でも設置されていない場合も含む）場合です。この場合、壁は外壁、天井は軒裏として扱い、防火構造とする必要があります。天井にせっこうボードは使用できません。玄関アルコーブと同様です。<br>・屋内になるのは全ての開口部に建具が設置されている場合です。壁は、せっこうボード、外壁材等で防火被覆し、天井はせっこうボードによる被覆が必要です。この場合、せっこうボードを下地として、軒天板を仕上げ材にするのは可能です。屋外、屋内扱い共、建築基準法の法令上の規定があれば、それに従ってください。 |
| 22 | 室内 | 材料 | 壁・天井などをせっこうボードと同等の製品を使用する場合はそれを仕上げ材として使用してもよいですか。 | 特記仕様書のそれぞれの項に規定されているもの以外の材料を防火被覆材として使用することはできません。なお、壁については、告示あるいは大臣認定により認められた防火構造（外壁）の仕様、準耐火構造（外壁）の仕様、準耐火構造（間仕切壁）の仕様などを使用することができます。 |

| No | 項目 | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 23 | 室内 | 材料 | 内部の仕上として板張りを考えているのですが、せっこうボードの上に施工すればよいですか。<br>また、ある程度厚い板材を使用してせっこうボード張りを省略することはできますか。 | 壁・天井の規定の防火被覆の上から他の面材を取付けることも可能です。ただし、法令上内装制限が適用となる建築物については注意が必要です。また、階段の側桁等、防火被覆を貫通させて木材を取付けることは可能です。この場合、貫通する方向に30㎜以上の木材であること、かつ木材と防火被覆材の取合い部には当て木を設けることが必要です。<br>（特記仕様書1.10 6.参照）（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q20・Q41参照） |
| 24 | 室内 | 材料 | せっこうボードと強化せっこうボードは何が違うのですか。 | JIS A 6901:2014ではせっこうボード（GB-R）は「せっこうボード製品の標準的なもの」、強化せっこうボード（GB-F）は「GB-Rの芯に無機質繊維などを混入したもの」と定義されており、それぞれ具体的な規格が定められています。防火性能を向上させたものが強化せっこうボードです。流通している各製品がいずれに該当するかは製造メーカー、納材業者等にご確認ください。なお、強化せっこうボード（GB-F）はせっこうボード（GB-R）の要件を全て満たしていますので、特記仕様書で「せっこうボード」と指定されている箇所を「強化せっこうボード」に読み替えても構いません。 |
| 25 | 室内 | 材料 | 間仕切壁に採光のためのガラスブロックを設けることは可能ですか。 | 開口部扱いとし、周辺の壁との取合い部が一般開口部の小口と同様の仕様であれば、ガラスブロックを用いることに問題ありません。 |
| 26 | 室内 | 材料 | 2階の床に採光のためのガラスブロックを設けることは可能ですか。 | 界床以外の床については材料や仕様に関する制約はありませんが、下階の天井は規定の防火被覆を設けた構造とする必要があるため、ガラスブロック等を用いた採光床を計画することはできません。 |
| 27 | 室内 | 壁 | エアコンやカーテン設置用の下地合板はせっこうボードの裏に取付ければよいですか。 | その通りです。 |
| 28 | 室内 | 壁 | 壁の下地や目地部分に、鋼製部材は使用できますか。 | 界壁以外の壁については、下地の間柱に鋼製スタッド（LGS）を使用することができます。<br>防火被覆の目地部に設ける当て木は厚さ0.4㎜×幅90㎜以上の鋼板とすることができます。壁と壁の取合い部、床または天井と壁の取合い部に設ける当て木はそれぞれ特記仕様書に規定されています。（特記仕様書1.5 4.～6.参照） |
| 29 | 室内 | 壁 | 室内の壁の防火被覆材の下地に胴縁を使用できますか。 | 防火被覆材の下地に胴縁は使用できません。防火被覆材は柱・間柱に直接、または特記仕様書に規定された補助面材を介して留め付ける必要があります。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q47参照） |
| 30 | 室内 | 壁 | 壁付の際野縁は壁と天井のせっこうボード取合い部の当て木になりますか。 | 壁のせっこうボードが天井のせっこうボードに勝つ納まりとし、野縁の下端に壁のせっこうボードの上端が接するようにすることで、際野縁を壁と天井の取り合い部に対する当て木として扱うことが可能です。 |
| 31 | 室内 | 壁/天井 | 壁や天井に気密フィルムなどシート状のものを取付けてもよいですか。 | 省令準耐火構造としての規定はありませんが、外壁を建築基準法第2条第八号の規定に基づく国土交通大臣が認める仕様とする場合は、外壁の室内側の認定仕様に従ってください。 |
| 32 | 室内 | 壁/天井/はり等 | 特記仕様書（木住協仕様）＜520－7版＞において、防火被覆材として追加された化粧せっこうボード、シージングせっこうボード等（特記仕様書:1. 5　界壁以外の部分の内壁【1. ニ】・【2. ホ】、1. 6　界床以外の部分の天井【1. ニ】・【2. ニ】、1. 8　はり等【1. ハ】）は、従来のせっこうボードと同様に使用できるということですか。 | 追加された各種防火被覆材を使用する場合は、各別表の（2）に使用条件が定められています。<br>（住宅金融支援機構の【フラット35】対応　木造住宅工事仕様書［解説付］、「18. 省令準耐火構造の住宅の仕様」の18. 7壁張り、18. 8天井張り、18. 10はり　参照） |
| 33 | 室内 | 天井 | 特記仕様書（木住協仕様）＜520－7版＞において、防火被覆材として追加された大建工業（株）製のロックウール吸音板（特記仕様書:1. 6　界床以外の部分の天井【1. ロ】・【2. ロ】）は、下地及び取付け方法に注意する点はありますか。 | 追加された大建工業（株）製のロックウール吸音板を使用する場合は、別表6の（2）に使用条件が定められています。 |
| 34 | 室内 | 天井 | 特記仕様書（木住協仕様）＜520－7版＞において、屋根直下以外の天井の目地部分及び取合い部分の裏面に追加された奥地建産（株）のクラックガードT型（特記仕様書:1. 6　界床以外の部分の天井【3. ハ. ①. d】）は、下地及び取付け方法に注意する点はありますか。 | 追加された奥地建産（株）のクラックガードT型を使用する場合は、別表5 の（2）に使用条件が定められています。特に、屋根直下以外（上階に床がある部分）の天井の防火被覆材は、厚さ12mm以上の強化せっこうボード1枚張りとなっています。 |
| 35 | 室内 | 天井 | 勾配天井の扱いはどうなりますか。 | 勾配天井の場合にも、特記仕様書に規定された仕様とする必要があります。 |
| 36 | 室内 | 天井 | 樹脂製の防震吊木は使用可能ですか。 | 共同住宅以外では、吊木の規定はありませんので使用可能です。なお、共同住宅の界床においては、特記仕様書「2.4　界床」に記載された樹脂製防震吊木のみ使用可能です。 |
| 37 | 室内 | 天井 | 以前の特記仕様書には天井野縁の規定があったと思いますが、現状の特記仕様書では規定がなくなったのでしょうか。 | 平成26年9月　承認番号520-5以降、住宅（一戸建、重ね建、連続建）の仕様については、天井下地は野縁の仕様やピッチ等の規定は削除されました。<br>ただし、別途機構の承認を得た仕様・材料で、特記仕様書別表に記載のもの使用する場合は別表に記載内容によります。（特記仕様書別表を参照）<br>共同住宅の界床については吊木や野縁の規定がありますので、それに従ってください。 |
| 38 | 室内 | 天井 | せっこうボードの留め付け間隔の規定における「外周部」とは、天井の外周部（壁との取合い部）を意味しているのですか。 | 「外周部」とはせっこうボード1枚毎の周縁部を指します。なお被覆材の留め付けの規定は、野縁に対する留め付けを対象としていますので、野縁と直交方向の辺については必ずしも留め付けの必要はありません。 |
| 39 | 室内 | 天井 | 一つの室内に、屋根直下と屋根直下以外の天井が混在する場合、防火被覆材の張り分けはできますか。 | 張り分けすることは可能です。<br>ただし、張り分けた場合は、屋根直下の天井裏と屋根直下以外の天井裏の相互に火炎が行き来しないように、張り分ける境の上部の天井裏にファイヤーストップ材の設置が必要となります。 |
| 40 | 室内 | 天井 | 天井にアルミ製天井点検口を取付けてよいですか。 | 室内に面する天井に点検口を設ける場合は、天井点検口自体を、不燃材料または準不燃材料で造るか、天井点検口の裏面を、不燃材料または準不燃材料で覆うかのいずれかとする必要があります。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q27参照）<br>アルミニウムは不燃材料のため、アルミ製天井点検口の使用は可能です。 |
| 41 | 室内 | ニッチ | 間仕切壁の一部にニッチを設ける場合、防火被覆及び下地はどのようにすればよいですか。 | 壁のせっこうボード等の防火被覆材が連続するように張り、かつ目地部や取合い部には、当て木を設けることが必要です。また、ニッチの奥の壁は、室内の壁の規定に従ってください。 |
| 42 | 室内 | 幅木 | 幅木の取付けも制限を受けますか。 | 壁の防火被覆材の下端が床材まで達していれば、その上に取付ける幅木には特に制限や条件はありません。幅木の裏面に防火被覆材がないような納まりとすることはできません。 |
| 43 | 室内 | 取合い部 | 壁・天井取合い部の当て木は40×30㎜以上の鋼製天井下地材または、40×40×0.4㎜以上の鋼製アングルとなっていますが、際野縁材を当て木とみなすことはできませんか。 | 界床以外の天井においては、根太、野縁等の水平部材をもってを当て木に代えることができます。（特記仕様書1.6　3.ハ.①参照） |
| 44 | 室内 | 取合い部 | 壁の防火被覆材は柱、間柱その他の垂直部材及び土台、はり、胴差その他の水平部材に留め付けるとありますが、その他の水平部材に上枠やランナーは含まれますか。 | 間仕切壁の上下枠や鋼製スタッドのランナー等も水平部材に含まれます。 |
| 45 | 室内 | 取合い部 | 壁と天井の取合い部に、クロス（壁紙）のチリ切れ対策として、塩ビ製等の見切り材を設けたいのですが、見切り材の裏側に受け材を設けることにより設置が可能とはならないでしょうか。 | 壁と天井の防火被覆材の取合い部には、樹脂製・鋼製共に見切り材を挟むことはできません。 |
| 46 | 室内 | 取合い部 | 当て木を木材とした場合、サイズ指定があるが、例えば45×60mm材を使う場合、取付ける向きに指定はありますか。 | 特記仕様書1.10　3.イ.や6.　に記載のあるとおり被覆材のジョイントから火炎を拡大させないためには奥行方向に30mm以上必要です。45×60mm材はどちらの向きにしても大丈夫です。 |
| 47 | 室内 | 小屋裏収納/ロフト | 小屋裏収納を設ける場合、内部の壁・床・天井にはどのような規定が適用されますか。その他注意すべきことはありますか。 | それぞれ室内に面する壁及び天井の規定が適用されます。<br>屋根直下の天井：せっこうボード等<br>室内の壁：せっこうボード等<br>床：規定はありません<br>壁・天井の取合い部は、室内の壁・天井取合い部と同様にしてください。 |

| No | 項目 | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 48 | 室内 | 小屋裏収納/ロフト | ロフトの設計は可能ですか。 | 可能です。小屋裏収納及び吹き抜けと同様の扱いになり、それぞれ室内に面する壁及び天井の規定が適用されます。<br>屋根直下の天井：せっこうボード等<br>（ただし、中間階に設ける場合は、屋根直下以外の天井となります。）<br>室内の壁：せっこうボード等<br>床：規定はありません<br>壁・天井の取合い部は、室内の壁・天井取合い部と同様にしてください。 |
| 49 | 室内 | 小屋裏収納/ロフト | 小屋裏収納やロフトのための折り畳み梯子を設置する場合の注意点を教えてください。 | 折り畳み梯子等を取付ける場合は、その周辺の立ち上がり部分（トンネル状部分）を室内の壁として、せっこうボード等で防火被覆することが必要です。壁・天井の取合い部は、防火被覆が連続するようにしてください。折り畳み梯子の構造そのものの規定はありません。 |
| 50 | 室内 | 塔屋 | 階数に算入されない塔屋の設計は可能ですか。 | 可能です。小屋裏収納及び吹き抜けと同様の扱いになり、それぞれ室内に面する壁及び天井の規定が適用されます。<br>屋根直下の天井：せっこうボード等<br>室内の壁：せっこうボード等<br>床：規定はありません<br>壁・天井の取合い部は、防火被覆が連続するようにしてください。 |
| 51 | 室内 | 階段 | 本特記仕様書には階段の規定がありませんが、住宅金融支援機構編著の木造住宅工事仕様書に準拠すればよいですか。 | 省令準耐火構造としては、階段自体の構造に関しては規定はありません。フラット35を使用する場合、本特記仕様書で定めのない部分については、住宅金融支援機構編著の木造住宅工事仕様書によってください。 |
| 52 | 室内 | 階段 | 階段下収納部分も天井、壁共せっこうボードで仕上げる必要がありますか。 | 階段下収納は室内にあたりますので、これに面する壁及び天井には規定の防火被覆等を設ける必要があります。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q26参照）<br>なお、この収納の天井は屋根直下以外の天井に該当するため、特記仕様書1.6の2.の規定が適用されます。 |
| 53 | 室内 | 階段 | オープン(スケルトン)階段は使用可能ですか。 | 階段の構造そのものについての規定はありません。壁の防火被覆が連続して設けられていれば、オープン(スケルトン)階段の使用に制限はありません。 |
| 54 | 室内 | 階段 | 界床を設ける必要がある場合、階段部分も界床とするのですか。 | 階段部分が重ね建ての住宅相互間となる場合は界床、界壁の組み合わせとした構造とする必要があるため、界床の上部に階段を設けることになります。界床の上面には防火被覆が必要となるため、納まりや施工手順等、個別に検討してください。 |
| 55 | 室内 | 設備 | バスユニットを設置する場合、内壁と天井の防火被覆措置は必要ですか。 | 必要です。壁・天井共に、防火被覆を設けた上でバスユニットを設置する必要があります。<br>一般の室と同様に、特記仕様書の規定に基づき、柱・はりをあらわしとすることは可能です。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q28参照） |
| 56 | 室内 | 設備 | 天井の防火被覆材（せっこうボード等）を貫通して設備機器等を取付けする場合、「不燃材料または準不燃材料で造るか覆う」となっていますが、ダウンライトや天井埋め込みエアコンの場合、天井内部に防火被覆材による箱を造ってそこに取付けなければならないですか。または、不燃材料または準不燃材料（グラスウール等）で覆うだけでよいですか。 | 鋼板製やアルミダイキャスト製のダウンライト等で、放熱用の孔等が空いていなければ、追加の措置は必須ではありません。不燃材料または準不燃材料以外の器具については、「①被覆材による箱を造る」「②不燃材料であるグラスウール等（厚さ比重の規定はありません）で覆う」のどちらでも構いません。また、鋼板で造られた換気扇等に金属製または不燃材料で造るか覆ったダクトを接続することで規定の条件を満たします。 |
| 57 | 室内 | 設備 | 天井カセットエアコンを設けたいが、裏面に被覆は必要ですか。 | 天井の被覆材を切り欠いてエアコンを取付ける場合は、エアコン裏面等に防火被覆を設置するか、または、不燃材料または準不燃材料で覆ってください。 |
| 58 | 室内 | 設備 | 外壁を貫通する換気等のための配管は、塩ビスリーブ管としてもよいですか。 | 防火被覆材を貫通するダクト等は、不燃材料または準不燃材料で造るか覆う必要があります。塩ビスリーブ管を使用する場合は、その周囲を不燃材料または準不燃材料で覆う必要があります 。一例として、壁内部の中空部に不燃材料であるグラスウールまたはロックウール等の断熱材を充てんするなどの方法が考えられますが、壁の厚さいっぱいに充てんされていることが必要です。 |
| 59 | 室内 | 設備 | 換気扇等のダクトの両端にファイヤーダンパーを取付ける必要はありますか。 | 住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q42にあるとおり、換気ダクト全体を防火被覆または不燃材料とすれば天井側のダクト開口部に防火ダンパーを取付ける必要はありません。ダクトを防火被覆または金属製、不燃材料としない場合は防火ダンパーを設ける必要があります。<br>なお、どちらの場合でもダクト端部の外壁開口部は外壁防火構造の規定に従ってください。<br>[関連　木住協仕様Q&A、Q15参照] |
| 60 | 室内 | 設備 | 天井内のダクトに設けるファイヤーダンパー（FD）とはどのようなものですか。 | 温度ヒューズ等により、火災時にダクト内を閉鎖し火炎の通過を防ぐ機能を備えたものを指します。 |
| 61 | 室内 | 設備 | スイッチボックスやコンセントボックスを設けるため、間柱を切り欠く場合は、ボックスと間柱切り欠き部分の隙間にグラスウールを詰めればよいですか。 | 間仕切壁内での延焼拡大防止のため、500mm以下の間隔で壁体内を区画する必要がありますので、間柱に隙間が生じる場合は、特記仕様書1.10　3,ロ,に規定される不燃性断熱材を充填してください。（スイッチボックスやコンセントボックスによる防火被覆材貫通部の処理はマニュアル2.1.10(3)を参照） |
| 62 | 室内 | 設備 | 界床以外の部分の天井に引き戸の上吊りレールや照明器具用のダクトレール等を埋め込んで木下地に固定するケースで、レール等の材質が不燃材料及び準不燃材料でない場合は、木下地の断面寸法が当て木の条件を満たしていればよいですか。 | 界床以外の部分の天井の防火被覆材にスリットを設けてレール等を埋め込む場合で、材質（端部のキャップを含む）が不燃材料・準不燃材料に該当しない場合は、下地材を厚さ30mm以上の木材としてください。またその下地材が天井等の防火被覆に接していない場合は、下地材側面の面材を不燃材料または準不燃材料とするか、野縁等を厚さ30mm以上の木材とし、防火被覆と連続するようにしてください。 |
| 63 | ファイヤーストップ | | 火気を使用しない連続した2室（面積合計10㎡以下）の間の壁を天井の防火被覆を勝たせて、あと施工の間仕切壁等とした場合、一室と見なして、各室区画のファイヤーストップ（FS）を設けなくてよいですか。 | 壁、天井の防火被覆が連続している場合はその空間内にあと施工の間仕切り壁を設けてもその空間は一室とみなせますので、各室区画のFSは不要です。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q36参照） |
| 64 | ファイヤーストップ | | 各室区画についてですが、2階（最上階の）天井裏にはファイヤーストップ（FS）が必要ですか。 | 各室区画のFSは、屋根直下の天井の場合は必要ありません。ただし、壁・天井取合い部のFSは省略できません。 |
| 65 | ファイヤーストップ | | 天井内部の各室区画について面積制限はありますか。 | 直下が一室の場合は面積の制限はありません。複数の部屋は合計面積が10㎡以下となる場合に限り、各室区画のFSを省略することができます（火気使用室を除く）。 |
| 66 | ファイヤーストップ | | 壁と天井の取合い部において、防火被覆材の勝ち負けに規定はありますか。 | 防火被覆が連続していれば、面材の勝ち負けは不問です。ただし、それに応じて、当て木の位置を変える必要がありますのでご注意ください。 |
| 67 | ファイヤーストップ | | 押入や収納部分についての緩和があると書かれていますが、壁や天井は特記仕様書記載の仕様とする必要があるのですか。インシュレーションボードや木材（桐）を使用することはできますか。 | 緩和規定は、あくまでも間仕切壁の上部（天井内部）に設ける各室区画についてのもので、「収納部分とそれが属する室との間の壁の上部の各室区画措置は省略可能」ということを述べています。<br>押入や収納部分の壁及び天井についても、一般の室同様に特記仕様書記載の仕様とする必要があります。なお、特記仕様書記載の仕様の上には、関係法令等により認められた範囲であれば、任意の仕上げ材を施工して構いません。 |
| 68 | ファイヤーストップ | | ファイヤーストップ（FS）として、木材ではなく鋼材を用いてもよいですか。 | 鋼材はFSの材料としては認められません。 |
| 69 | ファイヤーストップ | | 天井を先張りしてあと施工の間仕切り壁を設ける場合、天井裏に各室区画のファイヤーストップ（FS）は必要ですか。 | 収納空間、簡易間仕切壁や可動間仕切壁等で区切られる空間以外は、天井内に火炎が侵入した際の火災拡大防止の観点から各室区画のFSは必要です。 |
| 68 | 柱・はりのあらわし | 柱 | 床柱の計画は可能ですか。また、その際注意すべき事項はありますか。 | 特記仕様書 1.7 2.の規定に基づく断面寸法とすることで、防火被覆材を設けない木材を柱として計画することが可能です。また、非構造柱として計画する場合には断面寸法は不問となります（ただし、非構造柱とした床柱が天井の防火被覆材を貫通する場合には、特記仕様書 1.10 6.の規定に基づく必要があります）。 |
| 69 | 柱・はりのあらわし | 柱 | 丸柱（構造柱）を室内に露出する場合の注意すべき事項はありますか。 | 丸柱に内接する矩形のサイズを特記仕様書1.7.2の規定に適合する断面寸法とすれば丸柱を室内に露出することが可能です。天井の被覆材との取合い部の納まりについて注意願います。 |
| 70 | 柱・はりのあらわし | 柱 | 内部の柱を室内に露出する場合、断面寸法の規定がありますが、外部の柱の場合、サイズの大きいもの（例えば5寸以上）であれば屋外に露出してもよいですか。 | 柱の屋外に面する部分は、断面寸法によらず規定の防火被覆材で覆う必要があるため、原則として露出することはできません。ただし、住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q17に防火被覆の設置を必要としない場合についての説明がありますのでご確認ください。 |

| No | 項目 | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 71 | 柱・はりのあらわし | 柱・はり | 柱、はりそれぞれを室内空間（吹き抜け等）で露出する場合、その接合部分、柱−はり、はり−はり、柱頭・柱脚部分の金物の取付け方法に制限はないですか。ボルト引きの穴の加工（断面欠損）、ボルトそのものの材料の制限はありますか。 | 金物の形状・材質等に、特に規定はありません。金物を取付けるためのボルト穴、スリット、座彫り等の加工については、必要最小限としてください。 |
| 72 | 柱・はりのあらわし | 柱・はり | 柱やはりを室内に露出する場合、露出面数に応じた断面寸法の規定がありますが、材表面を平滑にするために、かんな掛けやサンダー仕上げ、コーナー部分の面取り等を行ってもよいでしょうか。 | 処置前の材の断面寸法が規定を満足していれば、露出面の状態を整える程度のかんな掛け、サンダー仕上げ、面取り等は行って構いません。（規定に適合しているものとみなします。）ただし、意匠的に模様を施す等の目的で表面を加工する場合は、加工後の断面寸法が規定を満足している必要があります。 |
| 73 | 柱・はりのあらわし | 筋かい | 筋かいを露出することはできますか。 | 鉛直荷重を負担しない筋かいは、火打ち材と同様に露出することが可能です。<br>（マニュアル2.1.8(3)火打ち材等のあらわし　参照） |
| 74 | その他 | 構造 | 屋根パネルを使用することは可能ですか。 | 木造軸組工法の範疇で、屋根の葺材、屋根直下の天井等の仕様が特記仕様書の規定に合致する必要があります。 |
| 75 | その他 | 構造 | スキップフロアの設計は可能ですか。 | 可能です。壁・天井間のファイヤーストップや各室区画の措置を講じるべき箇所の見落としがないようにご注意ください。 |
| 76 | その他 | 構造 | 地上部分を木造軸組工法とし、地下部分を鉄骨パネルにコンクリートを流し込む構造とすることは可能ですか。 | 地下室に限らず、鉄筋コンクリート造とであれば組合せ可能です。ご質問の構造が鉄筋コンクリート造に当たるかどうかご確認ください。 |
| 77 | その他 | 構造 | 1階がRC造の車庫で、2・3階を木造とした場合、省令準耐火構造となりますか。 | 可能ですが、以下の点に適合することが必要です。<br>①2・3階の木造部分は省令準耐火構造の基準に適合させる。<br>②1階の天井部分にRC造のスラブを設けない場合は、床直下の天井または界壁の仕様が適用されます。 |
| 78 | その他 | 構造 | 鉄骨造との混構造とした場合、省令準耐火構造となりますか。 | 本特記仕様書に基づく省令準耐火構造の住宅の一部を鉄骨造とすることはできません。柱、はりに部分的に鉄骨材を使用することもできません。ただし、階段のみを鉄造とすることは可能です。 |
| 79 | その他 | 構造 | ポーチ柱を鉄骨にすることはできますか。 | 住宅の構造を支えない玄関ポーチ柱の場合は、防耐火性能が必要とされている部分にはあたらないため鉄骨とすることは可能です。<br>ただし、住宅の構造を支える構造部分であるポーチ柱は、木造柱として、かつ外壁の被覆として規定通りの防火被覆を行う必要があります。<br>（住宅金融支援機構の省令準耐火構造Q&A、Q17・Q18参照） |
| 80 | その他 | 構造 | アルミテラスやアルミサンルームを設置することはできますか。（下屋部分の柱・はりがアルミ製） | 建物構造と一体ではない（主要な構造部分でない）テラスやサンルームは防耐火性能が必要とされている部分にはあたらないためアルミ製とすることは可能です。<br>ただし、建築基準法等の法令上の規定があれば、それに従ってください。 |
| 81 | その他 | 構造 | 軸組の柱・はり仕口部分の接合において、クレテック金物などの接合金物を用いた場合であっても本仕様は有効ですか。 | 木造軸組工法であれば材同士の接合方法は問いません。 |
| 82 | その他 | 断熱材 | ロックウール及びグラスウール等を使用せずに省令準耐火構造とすることは可能ですか。 | 特記仕様書に準拠していれば、グラスウール及びロックウールを使用しない設計も可能です。 |
| 83 | その他 | 断熱材 | グラスウール、ロックウール以外に使用できる断熱材はありますか。 | 特記仕様書に不燃性断熱材（グラスウール、ロックウール）と記載されている部分については、他の断熱材で代用することはできません。特記仕様書に記載のない部分については省令準耐火構造としての制約はありません。 |
| 84 | その他 | 付帯 | 外部にデザインで木製のルーバーなどを取付けてもよいですか。 | 装飾として設ける部材に関しては省令準耐火構造では規定していません。建築基準法等の内容や運用に照らして、必要に応じて建築主事等にご相談ください。 |

＊ 住宅金融支援機構の省令準耐火構造Ｑ＆Ａを参考にしてください。　https://www.flat35.com/files/100504017.pdf